十一　第七条の四第一項第七号の容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	十一　充塡用のノズルに講じた容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置の状況を目視及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十二　第七条の四第一項第八号の充塡用のノズルが外れない構造（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	十二　充塡用のノズルに講じた容器に圧縮水素を供給している間は、容器から外れない構造の状況を目視及び図面により検査し、当該構造の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十三　第七条の四第一項第九号の充塡用のノズルの凍結しないための措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	十三　充塡用のノズルの凍結しないための措置の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。
十四　第七条の四第一項第十号の顧客による充塡用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	十四　ディスペンサーに講じた顧客による充塡用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置の状況及び維持管理状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十五　第七条の四第二項第二号イの設備又は措置の運転状況を監視する措置	十五　監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十六　第七条の四第二項第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置	十六　監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七　第七条の四第二項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置	十七　監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視又は記録により検査し当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
3の3 4・5　［略］	［略］
［略］	［略］

3の2 4・5　［略］	［略］
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年八月七日から施行する。